

最高裁秘書第2252号

令和4年7月22日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 堀田眞哉



司法行政文書開示通知書

6月24日付け（同月28日受付、第040243号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「損害賠償請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (2) 「懲戒処分取消等請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (3) 「親子関係不存在確認請求事件について」と題する書面（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）

損害賠償請求事件について

事案の概要

被上告人ら（第1審原告ら）は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力ホールディングス株式会社（東京電力）福島第一原子力発電所（本件発電所）の事故により放出された放射性物質によってその当時の居住地が汚染されたと主張する者又はその承継人である。

本件は、被上告人らが、上告人（第1審被告・国）に対し、経済産業大臣が津波による本件発電所の事故を防ぐために規制権限行使しなかったことは違法であり、これにより損害を被ったなどと主張して、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める事案である。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、経済産業大臣が、規制権限行使して、津波による本件発電所の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを東京電力に義務付けなかったことは、国家賠償法1条1項の適用上違法であり、被上告人らはこの規制権限の不行使により損害を被ったと認められるなどと判断して、上告人の国家賠償責任を認め、被上告人らの損害賠償請求の全部又は一部を認容した。
- ◇ 最高裁における争点は、上告人の国家賠償責任の有無である。

懲戒処分取消等請求事件について

事案の概要

普通地方公共団体である上告人の消防職員であった被上告人は、任命権者であった氷見市消防長から、上司及び部下に対する暴行等を理由とする停職2月の懲戒処分（第1処分）を受け、さらに、その停職期間中に正当な理由なく上記暴行の被害者である部下に対して面会を求めたこと等を理由とする停職6月の懲戒処分（第2処分）を受けた。本件は、被上告人が、上告人を相手に、第1処分及び第2処分の各取消しを求めるとともに、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める事案である。

〈参考〉

被上告人の条例では、停職期間は1日以上6月以下とする旨規定されている（氷見市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和36年氷見市条例第16号）4条1項）。

〈事実関係〉

H29. 2.27 第1処分（停職2月）

（H23～28の上司及び部下に対する暴行等を理由とするもの）

3. 6 被上告人が、第1処分の理由となった暴行等の一部についての事情を知っていた同僚に対して電話で働き掛け

（上記同僚が裏切るような行為をしたために第1処分がされたのであれば許さないなどと述べた。）

3. 3～23 被上告人が、第1処分の理由となった暴行の被害者の1人である部下に対して電話やメールで働き掛け

（第1処分の審査請求手続において処分をより軽くする目的で、上記部下と面会する約束をした。その後、面会を取りやめる連絡をした同人に對し、「お前も加担してるとと思わなかったわ」との記載があるメールを送信するなどした。）

4. 27 第2処分（停職6月）

（上記各働き掛けを理由とするもの）

原判決及び争点

◇ 原判決（名古屋高裁金沢支部）は、第1処分は適法であるとしてその取消請求を棄却すべきものとする一方、第1処分の停職期間を大きく上回り、かつ、最長の期間である6月の停職とした第2処分は、重きに失するものであって社会通念上著しく妥当を欠いており、消防長に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用した違法なものであるとして、第2処分の取消請求を認容し、損害賠償請求の一部を認容した。

◇ 最高裁における争点は、第2処分が裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用した違法なものであるか否かである。

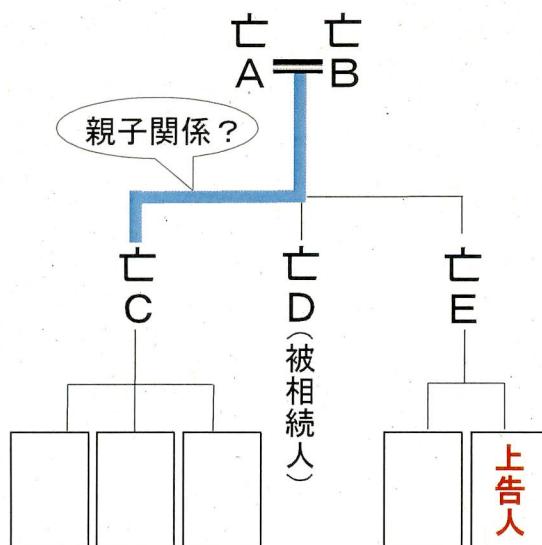
親子関係不存在確認請求事件について

事案の概要

本件は、上告人（第1審原告）が、検察官（第1審被告）に対し、亡A及び亡Bと亡Cとの間の各親子関係（本件各親子関係）の不存在の確認を求める事案である。

亡D（被相続人）の相続において、その戸籍上の法定相続人は、亡Eの子である上告人外1名及び亡Cの子ら3名であるところ、上告人は、本件各親子関係が不存在であるとすれば、亡Cの子らは法定相続人とならず、上告人の法定相続分が増加することになるので、上告人は本件各親子関係の不存在の確認を求めるにつき法律上の利益を有すると主張している。

(相続関係図)



□は、亡Dの戸籍上の法定相続人

原判決及び争点

◇ 原審は、上告人は、本件各親子関係が不存在であることにより自己の身分法上の地位に直接影響を受けることはないから、本件訴えにつき法律上の利益を有しないと判断して、これを却下すべきものとした。

◇ 本件の争点は、上告人が本件訴えにつき確認の利益を有するか否かである。